

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年3月27日
【会社名】	東京急行電鉄株式会社
【英訳名】	TOKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 越村 敏昭
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03) 3477-6168番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計部 連結・IR担当課長 日野 健
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町5番6号
【電話番号】	(03) 3477-6168番
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 主計部 連結・IR担当課長 日野 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成20年3月27日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社東急ストア（以下「東急ストア」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社東急ストア
本店の所在地	東京都目黒区上目黒一丁目21番12号
代表者の氏名	代表取締役社長 高橋 一郎
資本金の額	10,838百万円（平成19年8月31日現在）
純資産の額（連結）	39,614百万円（平成19年8月31日現在）
純資産の額（単体）	37,629百万円（平成19年8月31日現在）
総資産の額（連結）	131,072百万円（平成19年8月31日現在）
総資産の額（単体）	109,148百万円（平成19年8月31日現在）
事業の内容	小売事業、食料品製造加工・卸売事業、サービスその他

② 最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益  
（連結）

事業年度	平成17年2月期	平成18年2月期	平成19年2月期
営業収益（百万円）	262,920	258,874	306,489
営業利益（百万円）	5,351	5,128	6,777
経常利益（百万円）	4,455	3,828	5,934
当期純利益又は純損失（△） （百万円）	2,231	△2,504	4,421

（単体）

事業年度	平成17年2月期	平成18年2月期	平成19年2月期
営業収益（百万円）	258,536	254,774	252,127
営業利益（百万円）	4,621	4,560	5,099
経常利益（百万円）	3,608	3,635	4,258
当期純利益又は純損失（△） （百万円）	1,675	△2,835	2,939

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成19年8月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
東京急行電鉄株式会社	39.60
東急ストア従業員持株会	6.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティ インベストメント株式会社信託口)	2.01
三菱UFJ信託銀行株式会社	1.93

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は東急ストアの発行済株式総数の39.6%（間接保有分を含めた場合39.8%）を保有しております。
人的関係	東急ストアの取締役のうち1名が、当社の代表取締役を兼務しております。また、東急ストアの監査役のうち1名が当社の取締役を兼務しております。東急ストアの従業員のうち2名が、当社の従業員として出向しております。当社の従業員のうち1名が東急ストアの従業員として出向しております。
取引関係	当社は、東急ストアに対し、土地、建物の賃貸を行っております。

(2) 当該株式交換の目的

当社では、平成12年に「東急グループ経営方針」を策定し、株主価値最大化のためグループの経営体制の抜本的な見直しを行い、事業再編成による「選択と集中」を進め、グループマネジメント体制を整備するとともに、東急線沿線における事業展開を軸とした成長戦略を推進してまいりました。

また、平成17年度からの中期3か年経営計画では、「東急線沿線での事業連携による収益構造の変革と持続的成長の実現」を基本戦略とし、交通事業、不動産事業に続く第3のコア事業である「リテール関連事業の推進」を成長戦略と位置付け、「リテール関連事業推進会議」による沿線におけるリテール関連事業の一元的なマネジメントを進めております。また、今般発表した平成20年度からの新中期3か年経営計画においても、沿線拠点開発ならびにリテール関連事業の強化を進めることを、引き続き重点施策としております。

一方、東急ストアは、東急線沿線及びその近郊を事業基盤とするチェーンストアとして、食料品を中心に、衣料品、日用生活用品などの小売事業を展開し、スーパー業界の市場飽和と競争激化を克服するべく、高級食材に注力した新業態である「プレッセ」の店舗展開、ショッピングセンター内や首都圏以外での店舗展開のほか、取り扱い品目の拡大などを通じ、消費動向の変化へ機動的に対応することで業容を拡大してまいりました。

また、東急ストアは、平成18年度を最終年度とする中期3か年経営計画では、東急グループの共通戦略である「東急線沿線での事業連携による収益構造の変革と持続的成長の実現」に沿ってリテール関連事業の中核的役割を担うべく、沿線価値向上に向け、「上質化」を基本理念とした「顧客密着」企業を目指した取り組みを進めてまいりました。しかしながら、同業・異業態の小売業他社との競争激化を含め、東急ストアを取り巻く環境変化のスピードは、一段と加速しております。

これらの状況を踏まえ、東急ストアでは先般、平成20年度からの新中期3か年経営計画を策定いたしました。東急ストアは、新中期3か年経営計画に従って、「継続して成長できる企業力の確立」に向け、「スクラップ&ビルドによる利益改善」、「既存店収益力の回復」、「業務改革、業務改善による効率化の推進」を基本方針として、営業利益の安定的拡大を目指してまいりますが、経営計画の進捗を確実なものとするためにも、東急グループの中核会社である当社との協調体制のもと、スピーディな経営判断を行っていくことにより東急グループのシナジー拡大に貢献することが必要であると判断するに至りました。

東急ストアは、本株式交換を通じ、当社と東急ストアが経営及び戦略を一体化することで、これまで以上に迅

速な意思決定と効率的かつ機動的な経営施策の推進、グループシナジーを最大限発揮することが可能となり、同社の持続的成長を果たすとともに東急グループにおける沿線価値向上の役割を担い続けることができるものと考えております。

当社といたしましても、新中期3か年経営計画において引き続きリテール関連事業の強化を進めるため、コーポレートガバナンスの一層の強化を図り、連結経営の柔軟性及び効率化を追求するとともに、更なる経営資源を投入してその成果を得るべく、本株式交換を通じて東急ストアを完全子会社化することが最も適切であると判断するに至りました。

今後、当社は、東急ストアの唯一株主となりますが、これまで東急ストアのステークホルダーの方々が享受してきたメリットを極大化すべく、東急グループとしての中長期的な成長戦略を確実に実行し、両社の企業価値の更なる向上を目指してまいります。

### (3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

#### ① 株式交換の方法

平成20年3月27日に締結した株式交換契約に基づき、平成20年7月1日を本株式交換の効力発生日（予定）として、当社は、その効力発生日の前日の東急ストアの最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された東急ストアの株主（実質株主を含みますが、当社を除きます。）に対して当社の普通株式を割当て交付し、当社は東急ストアの発行済株式の全部を取得します。これにより、東急ストアは当社の完全子会社となります。

なお、当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認決議を経ずに本株式交換を行います。

#### ② 株式交換に係る割当ての内容

東急ストア普通株式1株に対して、当社普通株式1株を割当て交付いたします。当社は現在、東急ストア普通株式を27,781,353株保有しておりますが、当社が株式交換の日に保有する東急ストア普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

#### ③ その他の株式交換契約の内容

当社が東急ストアとの間で平成20年3月27日に締結した株式交換契約の内容は、次の通りです。

### 株式交換契約書

東京急行電鉄株式会社（住所：東京都渋谷区南平台町5番6号。以下「甲」という）と株式会社東急ストア（住所：東京都目黒区上目黒一丁目21番12号。以下「乙」という）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が乙の株式交換完全親会社、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換（以下「本株式交換」という）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）を取得する。

#### 第2条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、平成20年7月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議し合意の上これを変更することができる。

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式の算定及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の乙の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された乙の株主（実質株主を含む。但し、甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、

その所有する乙の普通株式の合計に1を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式1株の割合をもって割当交付する。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日までの事情の変更により、甲乙協議し合意の上これを変更することができる。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金  
会社計算規則の規定に従い算出される株主払込資本変動額全額
- (3) 利益準備金 金0円

#### 第5条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文に基づき、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。
2. 乙は、平成20年5月22日に開催予定の定時株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議し合意の上これを変更することができる。

#### 第6条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上これを行うものとする。
2. 甲及び乙は、それぞれ平成20年3月31日及び同年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行う場合を除いて剰余金の配当を行ってはならない。
  - (1) 甲においては、1株あたり3円、総額3,794,553,120円。
  - (2) 乙においては、1株あたり5円、総額349,608,500円。

#### 第7条（本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生したときは、甲乙協議し合意の上本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

#### 第8条（本契約の効力）

本契約は、第5条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られないとき、又は第7条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

#### 第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成20年3月27日

東京都渋谷区南平台町5番6号  
甲 東京急行電鉄株式会社  
取締役社長 越村 敏昭

東京都目黒区上目黒一丁目21番12号  
乙 株式会社 東急ストア  
取締役社長 高橋 一郎

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性及び妥当性を担保するため、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、東急ストアはGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）を株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

野村證券は、当社普通株式、東急ストア普通株式それぞれについて、東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定を行いました。また、市場株価平均法に加え多角的に分析することが適切と考え、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各評価手法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析を当社に提出しました。各評価方法による東急ストアの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.76～0.78
類似会社比較法	0.86～1.06
DCF法	0.88～1.02

市場株価平均法では、平成20年3月26日の終値（以下「直近日」といいます。）、直近1週間の終値平均（平均20年3月21日～平成20年3月26日）、東急ストアの重要事実（平成20年2月27日付「特別損失の計上および繰延税金資産の取崩しならびに通期業績予想の修正に関するお知らせ」および「新中期3か年経営計画の策定について」）の公表日翌日以降直近日までの期間の終値平均（平成20年2月28日～平成20年3月26日）に基づいて算定いたしました。

GCAサヴィアンは、当社普通株式、東急ストア普通株式それぞれについて、東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから株式市価法（市場株価平均法）を採用して算定を行いました。また、株式市価法（市場株価平均法）に加え多角的に分析することが適切と考え、DCF法を採用して算定を行い、株式交換比率に関する分析を東急ストアに提出しました。各評価方法による東急ストアの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
株式市価法（市場株価平均法）	0.758～0.769
DCF法	0.948～1.273

株式市価法（市場株価平均法）では、平成20年3月25日の出来高加重平均価格、平成20年2月26日から平成20年3月25日までの出来高加重平均価格に基づいて算定いたしました。

両社は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を重ねました。その結果、平成20年3月27日に開催されたそれぞれの取締役会において、本株式交換における株式交換比率を合意・決定し、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。なお、当社は野村證券から当社にとって合意された株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書を受領しております。また、東急ストアはG C Aサヴィアンから東急ストアの少数株主にとって合意された株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書を受領しております。

② 算定機関との関係

野村證券及びG C Aサヴィアンは、いずれも当社及び東急ストアの関連当事者には該当しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東京急行電鉄株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区南平台町5番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 越村 敏昭
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
純資産の額（単体）	現時点では確定しておりません。
総資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
総資産の額（単体）	現時点では確定しておりません。
事業の内容	交通事業、不動産事業、リテール事業、レジャー・サービス事業、ホテル事業、鉄道車両関連事業、商社業